

【転出の手続き】

転勤や引っ越しなどで学校を転出する場合は、次のような手続きがあります。

- ① 学級担任へ「いつ、どこへ引っ越します。」とお申し出ください。
- ② 区役所戸籍課登録係へ申し出ると、転出先の学校が指定されます。
- ③ 学校から「転学・退学届出書」をお渡しします。転学年月日を記入して提出してください。次の書類をお渡しします。
 - 在学証明書
 - 転学児童教科用図書給与証明書
 - 健康手帳・氏名ゴム印
(あゆみ)
- ④ ■ は、転学先の学校へ提出します。
- ⑤ 銀行口座は学校の方で振替を停止します。
(あゆみは、大切に保管してください。)

海外への転出

海外に転出する場合は、学校教育法が定める義務教育の規定が適応されないため、すべて退学扱いとなります。現地で入学する予定の学校が、日本人学校、現地校、国際学校のいずれであってもすべて同じ扱いになります。

☆退学する場合の手続き

日本人学校入学予定者	現地校・国際学校入学予定者
在学証明書 指導要録の写し 健康診断票 歯の検査票	在学証明書 成績証明書 ※成績証明書は、「あゆみ」で 代用が可能です。
日本人学校長へ届けます	現地校校長へ届けます

【就学援助制度について】

横浜市では、お子さんを小学校へ通学させるのに経済的な理由でお困りの方に対して学用品費、修学旅行費、給食費などを援助し、お子さんの就学を奨励する制度を設けています。

<援助を受けられる方>

児童扶養手当を受給されている方、国民年金や国民健康保険の保険料が申請により減免になっている方、その他経済的にお困りの方で同一生計の家族全体の収入が限度額以内の方など、経済的な理由によりお子さんを就学させることが困難なご家庭。

<援助の内容>

学用品費、通学用品費、遠足などの校外活動費、修学旅行費、学校給食費等。

<申請方法>

学校で配布している「就学援助制度のお知らせ」をお読みのうえ、お知らせについている「就学援助申請書」に必要事項を記入し、証明書等を添付して、学校へお申し込みください。

<制度についてのお問合せ先>

学校、もしくは教育委員会総務課就学係

TEL : 045 (671) 3270 FAX : 045 (681) 1415

【指定地区外就学許可制度について】

横浜市では、住民登録している住所地により通学区域を定め、指定された学校に通学することが原則となっており、同じ通学区域にお住まいのお子さんは同じ学校に通学していただくこととなります。

しかし、お子さんに個々の事情がある場合には、指定された学校以外の学校に通学することができる「指定地区外就学」という制度があり、この制度は次の理由に該当する場合に適用されます。

なお、学校の施設状況等により受入が困難な場合もありますのでご承知ください。

指定地区外就学に該当する理由	許可手続き
<p>新入学時、転入学時において、指定された学校が遠距離（指定校までの距離が、小学生は片道2 km以上、中学生は片道3 km以上）にあるため、指定校よりも近くの学校に通学を希望する場合（通学時間、通学経路等が過重な負担となる場合もご相談ください。） （当該許可事由は、平成16年10月1日より適用となります。）</p>	<p>通学を希望する学校の校長承諾を得た後、住民登録をしている区役所で許可手続きが必要となります。</p>
<p>病気等のため指定された学校ではなく、近くの学校に通学を希望する場合（添付書類として医師の診断書等が必要となります。）</p>	
<p>今まで通学していた学校の通学区域外に引っ越したが、通学等に支障がないのでひきつづき従前の学校に通学を希望する場合</p>	
<p>保護者が共働き等で帰宅後監護者がいないため学童保育所、自営店舗など下校後に生活する区域の学校に通学を希望する場合</p>	
<p>既に兄弟姉妹が区長の許可を受け、指定された学校以外の学校に通学しているため兄弟姉妹と同じ学校に通学を希望する場合</p>	
<p>学年途中で引っ越し予定があり、通学等に支障がないので、あらかじめ引っ越し先の区域の学校に通学を希望する場合（添付書類として建築確認申請書写又は賃貸借契約書写等が必要となります。）</p>	<p>住民登録をしている区役所で許可手続きが必要となります。（学校の承諾は不要です。）</p>
<p>自宅の新築、改築等に伴い、通学している学校の通学区域外に一時的に引っ越すが、通学等に支障がないので、ひきつづき従前の学校に通学を希望する場合（添付書類として建築確認申請書写又は賃貸借契約書写等が必要となります。）</p>	
<p>中学校新入学時、転入学時において、小学校時代若しくは転入学直前の中学校で部活動として、特定の文化・スポーツ活動に取り組んできたが、指定された中学校に従前から取り組んでいた内容の部活が設置されていないため、希望する部活への入部を前提に、その部活動のある近隣の中学校のうち自宅から最も近くの中学校に通学を希望する場合（小学校時代の取り組みは、中学校入学直前まで1年以上継続的に行っていた場合に限りません。また、添付書類として活動内容証明書が必要となります） ※部活動は、学校の諸事情により入学までの間または在学中に廃部となる場合もありますので、予めご承知ください。 （平成17年4月以降の新入学生及び転入学生より適用します）</p>	<p>指定された学校と通学を希望する学校の両校長の承諾を得た後、住民登録をしている区役所で許可手続きが必要となります。</p>
<p>上記以外の理由により指定された学校以外の学校に通学を希望する場合で、指定された学校と通学を希望する学校の両校長が児童生徒等の具体的な事情を考慮し教育的配慮を要すると判断したとき</p>	